

秋田県警察本部訓令第10号

秋田県警察少年育成支援官運用要綱を次のように定める。

令和5年3月3日

秋田県警察本部長 警視長 森 田 正 敏

秋田県警察少年育成支援官運用要綱

秋田県警察少年補導職員運用要綱（令和元年秋田県警察本部訓令第16号）の全部を改正する。

題名を次のように改める。

秋田県警察少年育成支援官運用要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、秋田県少年警察活動要綱（令和4年秋田県警察本部訓令第14号。以下「活動要綱」という。）に定めるもののほか、少年育成支援官（秋田県警察の組織に関する訓令（昭和45年秋田県警察本部訓令第6号）に規定する少年育成支援官をいう。以下同じ。）の任務、運用その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 少年育成支援官の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に対する継続的支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法、ぐ犯、不良行為少年事案の処理
- (6) 家出少年への対応
- (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
- (8) 有害環境の浄化
- (9) 関係機関等との連携
- (10) 広報啓発
- (11) 前各号に掲げるもののほか、所属長（当該少年育成支援官が所属する所属の長をいう。）が命ずる事項

（少年相談）

第3条 少年育成支援官は、少年に関する相談を受理したときは、被相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携をとりながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じ、相談概要を速やかに警察安全相談部門に連絡するものとする。

（継続補導）

第4条 少年育成支援官は、保護者等の依頼があったときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うものとする。また、継続補導に当たっては、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう招致面接指導のほか、家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡、連携を保持するなどして、その効果的な実施に努めるものとする。

（被害少年に対する継続的支援）

第5条 少年育成支援官は、少年相談や事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の助言、指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行うものとする。

(街頭補導)

第6条 少年育成支援官は、非行少年等のい集、非行が行われやすい場所、時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。また、積極的な声掛け等により、非行少年等の早期発見に努め、発見、補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者等に必要な注意、助言を行うものとする。

(触法、ぐ犯、不良行為少年事案の処理)

第7条 少年育成支援官は、触法少年及びぐ犯少年に係る事件を取り扱う場合は、活動要綱第47条及び第65条に規定する調査主任官の指示により、少年の特性に配慮しながら調査等を行うとともに、当該事件に係る少年及び不良行為少年、その保護者等に必要な注意、助言等を行うものとする。ただし、触法少年及びぐ犯少年の事件の調査については、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項に規定する警察職員に指定された者が行うものとする。

(家出少年への対応)

第8条 少年育成支援官は、家出少年に関する相談等を受理したときは、発見のための必要な手配、捜索、調査等の発見活動を行うものとする。また、家出少年を発見保護し、又は家出少年の帰宅を確認したときは、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校や職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うものとする。

(要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応)

第9条 少年育成支援官は、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、必要により児童相談所に通告するほか、学校、保健所を始めとする関係機関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うものとする。

(有害環境の浄化)

第10条 少年育成支援官は、街頭活動やサイバーパトロール等の各種活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導や協力依頼、関係機関への連絡、通報により、有害環境の浄化活動を行うものとする。

(関係機関との連携)

第11条 少年育成支援官は、学校を始めとする関係機関等との緊密な連携を図るものとする。

(広報啓発)

第12条 少年育成支援官は、少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相

談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会等、あらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行うものとする。

(転用勤務の抑制)

第13条 少年育成支援官は、少年の特性について深い知識と少年の取扱いについての技術を生かせる少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的支援等の活動に従事すべき警察職員であることから、勤務形態、配置等についても特段の配慮をし、いやしくも少年育成支援官の本来の活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制するものとする。

(少年サポートチームの活用と関係機関との連携の強化)

第14条 少年育成支援官は、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援等の活動を実施する上では、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な活用に努めるとともに、平素から関係機関と緊密な連絡を行うなど連携を強化するものとする。

(危害防止のための措置)

第15条 少年育成支援官は、継続補導等で少年やその保護者等に接触する場合には、受傷事故に遭遇することも考えられることから、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等危害防止のための措置をとるものとする。また、街頭補導は、原則として複数で実施し、夜間等で危害を受けるおそれのある場所、時間に実施する場合には、警察官の同行を求めるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年3月10日から施行する。